

## 自動車のナンバープレートの記念所蔵を 希望される皆様へ

法令により穴開けがされたナンバープレートを自動車に取り付けて運行することはできません。また、ナンバープレートの不正使用等は法令により禁止されており、違反した場合は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処される場合がありますので、大切に管理していただきますようお願いします。

なお、後日、ナンバープレートの不正使用の疑いが認められた場合、法令により運輸支局から自動車の所有者等に対して報告を求め、特に必要があると認めるときは検査し、質問する場合があります。

国土交通省 関東運輸局 神奈川運輸支局

一般社団法人 神奈川県自動車会議所

# 記念所蔵ナンバー破壊(穴開け)申込書

平成 年 月 日

登録(車両)番号	
----------	--

## ●穴開け位置(下記A又はB～Fに丸印を記入して下さい)

固定位置 料金300円(税込)	希望位置 料金500円(税込)
A	B ・ C ・ D ・ E ・ F

## ●登録(届出)完了前(車検証の変更前)の番号標の破壊(穴開け)について

登録(届出)が完了する前でも番号標に穴をあける破壊は可能ですが、一度番号標の破壊を行うと元に戻すことができません。(番号標ではなくなります。)

抵当嘱託登録がなされている等(申請不受理)により登録(届出)が完了できない場合、番号標を再度取り付けて帰る、又は、オークションに返すことができないなどの可能性があります。申込みには慎重な判断をお願いします。

上記了承のうえ事前に破壊を希望される方は、下記 1. に○印を、登録(届出)完了後に破壊を希望される方は、下記 2. に○印を記入して下さい。

1. 登録(届出)完了前に番号標の破壊を希望する。

2. 登録(届出)完了後に番号標の破壊を希望する。

## ●申込者(窓口に来られた方)

氏名

連絡先Tel

※この記念所蔵ナンバーの破壊(穴開け)に関しては、所有者の所望に 則ったものに間違いありません。

### <注意事項>

1. 穴開けの出来上がりに関しましては、お客様のイメージと違う場合でも当会議所では責任を負いかねますのでご了承下さい。
2. 混雑時にはお待ちいただく場合がございますのでご了承下さい。
3. 字光式標板は材質が異なる為当方では破壊(穴開け)は出来ませんのでご了承下さい。
4. もし破壊(直径40mm以上の穴開け)を行わず不正使用等が認められた場合には、道路運送車両法内98条により違反となります。

(会議所記入欄)

受付No.	
-------	--

受付者	穿孔者